

《ご旅行条件書》 (国内手配旅行・海外手配旅行)

本旅行条件書は、旅行業法第 12 条の 4 に定める取引条件説明書面及び同法第 12 条の 5 に定める契約書面の一部となります。

1.手配旅行契約

「手配旅行契約」(以下、単に「契約」といいます。)とは、当社がお客様の依頼により、旅行サービスの提供を受けることができるように手配することを引き受ける契約をいいます。尚、この取引条件説明書は旅行業法第 12 条の 4 による取引条件説明書面であり、旅行契約が成立した場合は契約書面の一部となります。

2.契約の申込、契約の成立

- (1) お客様が契約を申し込まれる場合は、別紙の申込書に記入の上、所定の申込金とともに、当社に提出してください。
- (2) 契約は当社が契約の締結を承諾し、前号の申込金を受理した時に成立します。
- (3) 当社は、書面による特約をもって、申込金の支払いを受けることなく契約の申込を受けることがあります。この場合、契約の時期は契約書面に記載します。
- (4) 前(1)号の申込金は、旅行代金、取消料その他のお客様が当社に支払う金銭の一部に充当します。

3.旅行代金とその支払時期

- (1) 旅行代金(旅行費用並びに当社の取扱料金をいいます。)の額は旅行出発前日までに全額お支払い下さい。
- (2) 旅行開始前に運送・宿泊機関等の運賃・料金の改定、為替相場の変動があった場合は旅行代金を変更することがあります。
- (3) 当社は、実際に要した旅行代金と収受した旅行代金とが合致しない場合、旅行終了後速やかに旅行代金を精算します。

4.取扱料金

- (1) 当社は旅行の手配にあたり、運送・宿泊機関等に支払う運賃・料金その他の費用(以下「旅行費用」といいます。)のほか以下の旅行業務取扱料金を申し受けます。

	国内旅行	海外旅行
取扱料金	旅行費用総額 20%以内	旅行費用総額 20%以内

(2) お客様が手配を依頼した運送・宿泊機関等が満員等の理由で手配不可能となった場合でも、お客様は所定の取扱料金を支払わなければなりません。

5.契約の変更

(1) お客様から契約内容の変更の求めがあったときは、当社は可能な限りお客様の求めに応じます。この場合当社は旅行代金を変更することがあります。

(2) お客様から契約内容の変更の申し出があったときは、変更のために運送・宿泊機関等に支払う取消料・違約料を負担いただくほか、下記の変更手数料金を支払わなければなりません。

	国内旅行	海外旅行
変更手数料金	運送宿泊機関等につき 1,000 円（消費税別）	別表参照

6.旅行契約の解除

お客様が旅行契約を解除するときは、以下の料金を申し受けます。

- ① 第 4 項に掲げる取扱料金
- ② お客様が既に受けた旅行サービスにかかる旅行費用
- ③ お客様がまだ受けていない旅行サービスにかかる取消料・違約料その他の旅行サービス提供機関に払う費用
- ④ 前号の旅行サービスの手配の取消しに係わる取消手数料金

	国内旅行	海外旅行
取消手数料金	運送宿泊機関等につき 1,000 円（消費税別）	別表参照

7.契約責任者

(1) 当社は、お客様が定めた責任ある代表者（以下「契約責任者」といいます。）が、その団体を構成するお客様（以下「構成者」といいます。）の契約の締結に関する一切の権限を有しているものとみなして、当該契約に関する取引等を契約責任者との間で行います。

(2) 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予想される債務又は義務について何らかの責任を負うものではありません。

(3) 契約が締結された場合は、契約責任者は当社が定める日までに構成者の人数を通知し、又は名簿を当社に提出しなければなりません。

8.添乗サービス

(1) 当社は、お客様の求めにより下記の添乗サービス料金を申し受けたくて、添乗サービスを提供することがあります。尚、添乗サービス料金とは別に、添乗員が団体と同行するために必要な交通費、宿泊費等の実費を別途申し受けます。

(2) 添乗員のサービス内容は、原則として旅行日程上団体・グループ行動を行うために必要な業務とします。又、添乗員の業務時間は、原則として8時から20時とします。

添乗サービス料金（添乗員1名1日当たり）	国内旅行 30,000円（消費税別）
	海外旅行 60,000円（消費税別）

※海外旅行の場合で現地で開始され終了するものについては60,000円(消費税対象外)

9.当社の責任

(1) 当社は、当社又は当社の手配代行者等の故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。(手荷物に関する賠償限度額は1人15万円、但し、当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)但し、損害発生の翌日から起算して2年以内(手荷物については国内旅行は14日以内、海外旅行は21日以内)に当社に対して通知があった場合に限りです。

(2) 次のような場合は原則として責任を負いません。天災地変、戦乱、暴動、運送宿泊機関の事故若しくは火災、運送機関の遅延、不通又はこれらのために生ずる旅行日程の変更若しくは旅行の中止、官公署の命令、出入国規制、伝染病による隔離、自由行動中の事故、食中毒、盗難等。

10.お客様の責任

当社は、お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、お客様はその損害を賠償しなければなりません。

11.旅行業務取扱管理者

旅行業務取扱管理者とはお客様の旅行を取り扱う支店での取引の責任者です。この旅行の契約に関し担当者からの説明に不明な点がある場合は、下記旅行業務取扱管理者に遠慮なく問い合わせ下さい。

総合旅行業務取扱管理者	藤山 智恵子、大石 亮
-------------	-------------

12.通信契約による旅行条件

当社は、当社が発行するカードカード又は当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」)のカード会員(以下「会員」)より所定の伝票への「会員の署名なくして旅行代金等のお支払を受けること(以下「通信契約」)を条件に「電話、郵便、ファクシミリ、その他の通信手段による旅行のお申込」を受け場合があります。

「通信契約による旅行条件」は、「通常の旅行契約の旅行条件」とは、以下の点で異なります。

- (1) 通信契約による旅行契約は、当社が旅行契約の締結を承諾する旨を電話又は郵便で通知する場合は、その通知を発した時に成立し、当社らが e-mail 等の電子承諾通知による方法により通知する場合は、その通知がお客様に到達した時に成立するものとします。申し込みの際、「会員番号、カード有効期限」等を当社に通知していただきます。
- (2) 「カード利用日」とは、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払い又は払戻し債務を履行すべき日をいいます。旅行代金のカード利用日は、確定した旅行サービスをお客様に通知した日とします。契約解除のお申し出があった場合、当社らは旅行代金から取消料を差し引いた額を解除の申し出のあった日の翌日から起算して7日以内をカード利用日として払い戻します。
- (3) 与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社らは通信契約を解除し、第6項①～④の取消料と同額の違約料を申し受けます。ただし、当社らが別途指定する期日までに現金による旅行代金のお支払いをいただいた場合にはこの限りではありません。

13.海外危険情報について

渡航先によっては、「外務省海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が発出されている場合があります。

お申込の際に海外危険情報に関する書面をお渡しいたします。また、「外務省海外安全ホームページ(<http://www.anzen.mofa.go.jp/>)」でもご確認ください。

14.保健衛生について

渡航先の衛生状況については、「厚生労働省検疫感染症情報ホームページ(<http://www.forth.go.jp/>)」でご確認ください。

15.海外旅行保険への加入について

ご旅行中、病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これらを担保するため、お客様ご自身で充分な額の海外旅行保険に加入されることをお勧めします。海外旅行保険については、お申込店の販売員にお問い合わせください。

16.個人情報の取扱い

(1) 当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内で利用させていただきます。その他、当社は、①当社ら及び当社らの提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内②旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い③アンケートのお願い④特典サービスの提供⑤統計資料の作成、にお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

(2) 当社は、当社らが保有するお客様個人データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレスなどのお客様への連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、当社らの提携企業との間で共同して利用させていただきます。当該提携企業は、それぞれの企業の営業案内、お客様のお申込の簡素化、催し物内容等のご案内、ご購入いただいた商品の発送のために、これを利用させていただくことがあります。なお、当社提携企業における個人情報取扱管理者の氏名については、提携先企業のホームページ(<http://www.jtb.co.jp/>)をご参照ください。

(3) 当社は、旅行先でのお客様のお買い物等便宜のため、当社の保有するお客様の個人データを土産物店に提供することがあります。この場合、お客様の氏名、パスポート番号及び搭乗される航空便名等に係る個人データを、予め電子的方法等で送付することによって提供いたします。なお、これらの事業者への個人データの提供の停止を希望される場合は、お申込店に出発前までにお申し出下さい。

本取引条件説明書に記載のない事項は当社の旅行業約款(手配旅行の部)に定めるところによります。

別表 海外手配旅行 変更手続料金・取消手続料金

			変更手続料金 (消費税別)	取扱手続料金 (消費税別)
ホテル	オンライン手配	航空券と同時	1,000 円	1,000 円
		上記以外	1,000 円	1,000 円
	オンライン手配以外	1 ホテル	2,000 円	2,000 円
レンタカー		1 手配	2,000 円	券面額の 15%

鉄道（座席・寝台予約）		1 区間	3,000 円	券面額の 15%
バス		1 手配	3,000 円	券面額の 15%
現地発着ツアー・送迎・ガイド	オンライン手配	1 手配	1,000 円	1,000 円
	オンライン手配以外	1 手配	3,000 円	3,000 円
船舶・レストラン・その他のサービス ※入場券の変更・払戻はできません。		1 手配	3,000 円	3,000 円
日本発国際航空券		1 名 1 件	契約時に明示した料金	契約時に明示した料金
現地発着航空券のみ		1 旅程	5,000 円	5,000 円